

廃棄物の海洋投入処分に関する実施の計画変更の内容

1. 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類の変更の内容

変更許可申請にあたり、廃棄物の種類を図1のとおり変更する（しゅんせつ範囲の変更）。

2. 廃棄物の海洋投入処分に関する実施の計画変更の内容

(1) 廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間

(変更前) 2020年 4月 1日～2025年 3月 31日

(変更後) 変更なし

(2) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

(変更前) 158,000 m<sup>3</sup>

(変更後) 192,332 m<sup>3</sup>

(3) 単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

	(変更前)	(変更後)
2020年 4月 1日～2021年 3月 31日	53,000 m <sup>3</sup>	<u>41,332 m<sup>3</sup></u>
2021年 4月 1日～2022年 3月 31日	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
2022年 4月 1日～2023年 3月 31日	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
2023年 4月 1日～2024年 3月 31日	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
2024年 4月 1日～2025年 3月 31日	105,000 m <sup>3</sup>	<u>151,000 m<sup>3</sup></u>

(4) 廃棄物の排出海域

(変更前) 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の4点に囲まれた範囲内の海域。

[1]北緯44° 10' 11"、東経143° 55' 42"

[2]北緯44° 9' 59"、東経143° 56' 37"

[3]北緯44° 9' 42"、東経143° 56' 31"

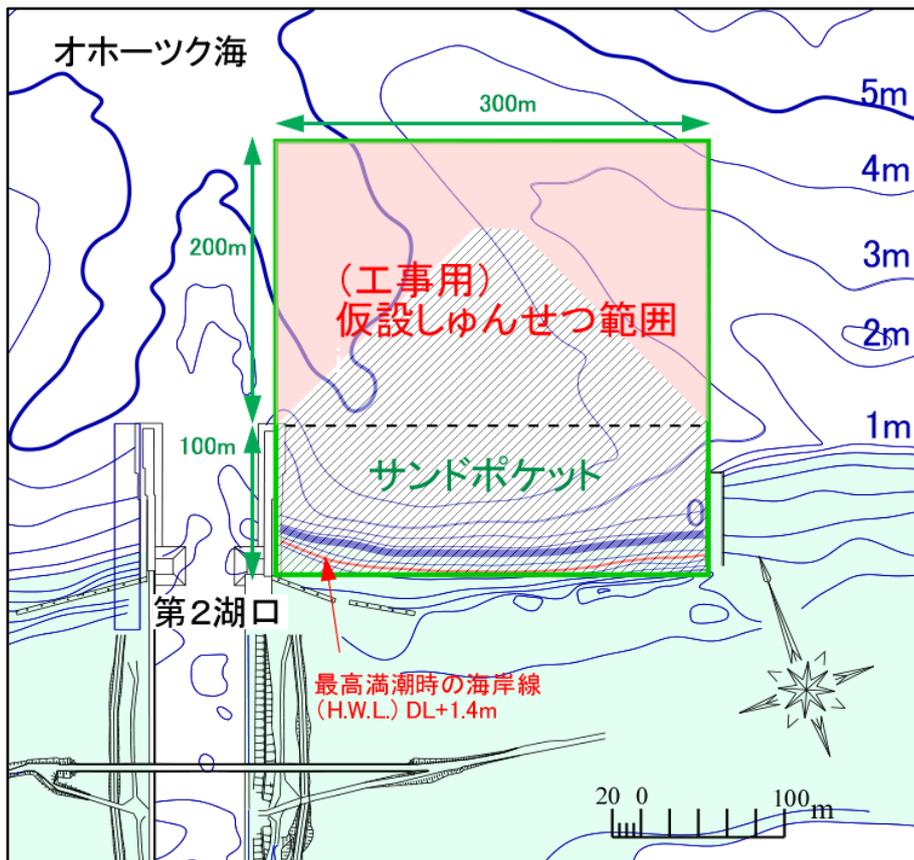
[4]北緯44° 9' 54"、東経143° 55' 35"

(変更後) 変更なし

(5) 廃棄物の排出方法

(変更前) 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。なお、船舶の航行中には排出しない。

(変更後) 変更なし



- : しゅんせつ範囲
- : 変更前許可範囲
- : 変更申請追加範囲

図1 しゅんせつ範囲における変更申請追加範囲